

# 付属資料

## 目次

1	公的年金制度の沿革	278
	(1) 公的年金各制度の成立過程	278
	(2) 保険者及び保険料算定単位	280
2	公的年金制度一覧	281
3	財政収支状況	282
	(1) 厚生年金相当部分の財政収支状況	282
	(2) 共済組合等の職域加算部分等を含む財政収支状況	283
4	最近の経済等の状況	284
5	令和7(2025)年年金制度改正法の概要	285
6	用語解説	286

※長期時系列表は厚生労働省ホームページに掲載しています。  
(巻末を参照)

# 1 公的年金制度の沿革

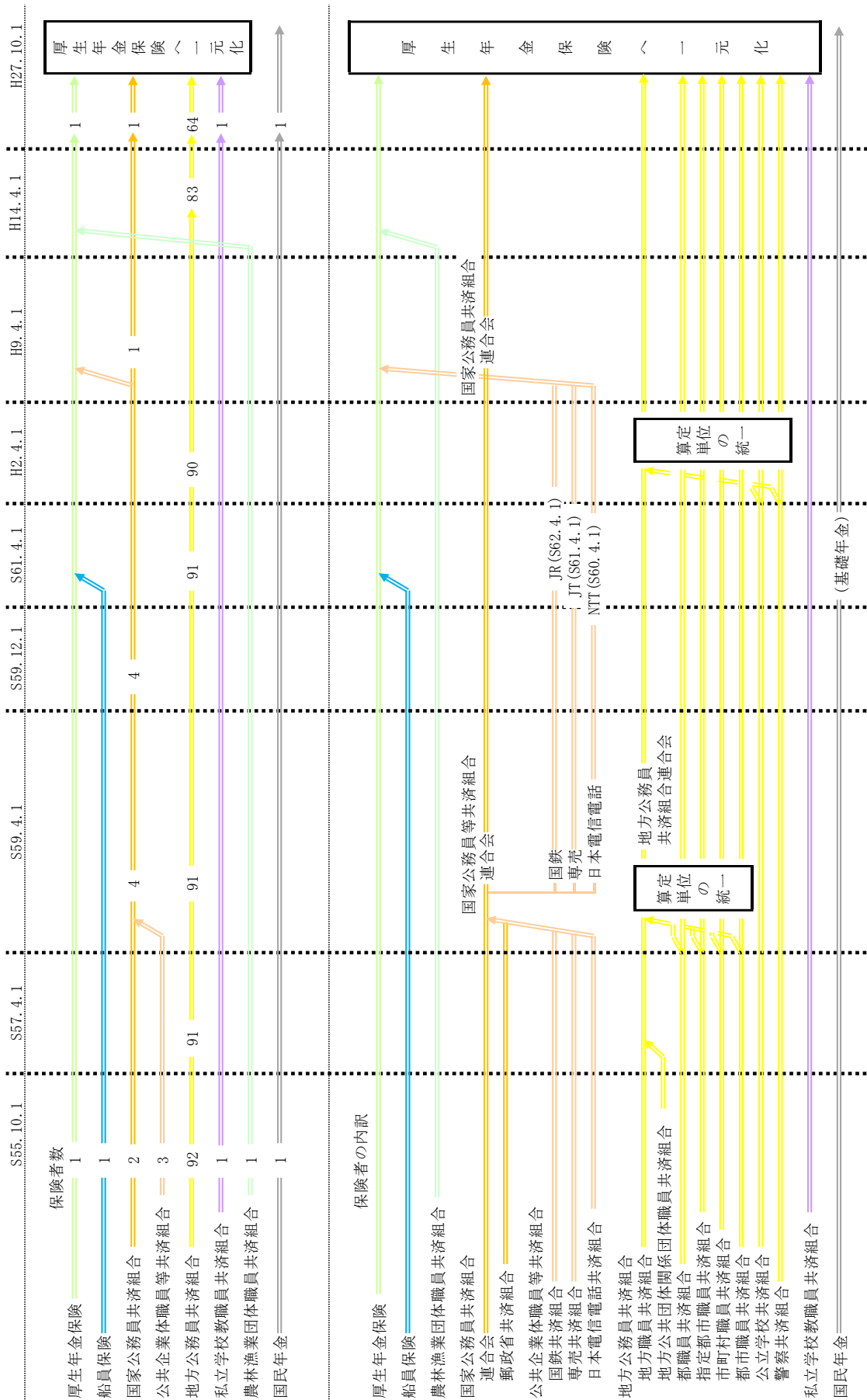
## (1) 公的年金各制度の成立過程

		昭20		昭30		
被 用 者	一般被用者	労働者年金 保 険 法 (昭16 法60) (施行 昭17.6.1)	旧厚生年金保険法 (昭19 法21) (施行 昭19.10.1)	厚生年金保険法 (昭29 法115) (施行 昭29.5.1)		
	船 員	船員保険法 (昭14 法73) (施行 昭15.6.1)				
	団 体 農 林 漁 業 職 員	旧厚生年金保険法		厚生年金保険法 (昭29 法115)	農林漁業団体 (昭33 法99) (施行 昭34)	
	私 立 学 校 教 職 員	旧厚生年金保険法 (教員任意包括)		私立学校教職員共済組合法 (昭28 法245) (施行 昭29.1.1)		
		(財)私立中等学校恩給財団 (大13.7.24発足)				私学 恩給 財団 昭28.4.1→
	国 家 公 務 員	官吏恩給法(明23 法43) 軍人恩給法(明23 法45)	恩給法 (大12 法48)	昭21.2.1→ 重症者に係る傷病恩給を除き 旧軍人軍属の恩給廃止 (昭21 勅68)	昭28.8.1 旧軍人軍属 恩給の復活 (昭28 法115)	国家公務員共済 (昭33 法128) (施行 昭33) (年金の施行は 非現業の官吏)
	公 共 企 業 職 員 等	帝国鉄道庁現業員共済組合二関スル件(明40 勅127) 専売局現業員共済組合二関スル件(明41 勅150) 印刷局現業員共済組合二関スル件(明42 勅220) 逓信部内職員共済組合二関スル件(明42 勅151) 海軍造船兵事業従業員ノ共済組合二関スル件(明45 勅180) 造幣局共済組合規則(大12 大蔵3) 等		旧国家公務員共済組合法 (昭23 法69) (施行 昭23.7.1)	公共企業体職員等共済 (昭31 法134) (施行 昭31.7.1)	
	地 方 公 務 員	官吏恩給法(明23 法43)	恩給法 (大12 法48)	旧国家公務員共済組合法	国家公務員共済組合法	
		退隠料条例 退職年金条例		町村職員恩給組合恩給条例(昭18.4.1)	市町村職員共済組合法(昭29 法204)	
				町村職員恩給組合法(昭27 法118)		
日 雇 労 働 者						
自 営 業 者 等					国民年金法 (昭34法141) (施行 昭34. 昭36)	

備 考				



(2) 保険者及び保険料算定単位



2 公的年金制度一覧

公的年金制度一覧

○国民年金制度

(令和6(2024)年度(未現在))

区分	被保険者数 ①	老齢基礎年金等 受給権者数 ②	年金扶養比率 ①/②	老齢基礎年金 平均年金月額	実質的な支出	積立金 (時価ベース)	積立比率 (時価ベース)	保険料 (令和6(2024)年 4月)	老齢基礎年金 支給開始年齢
国民年金第1号被保険者 (任意加入被保険者を含む)	万人 1,366.8	万人 3,457	1.95	万円 5.9	兆円 3.6	兆円 12.3	9.1	円 16,980	65歳
国民年金第2号被保険者等	4,748								
国民年金第3号被保険者	641								
公的年金加入者合計	6,757								

- (注) 1. 老齢基礎年金等受給権者数は、老齢基礎年金受給権者数に、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金制度の65歳以上の旧法老齢(退職)年金受給権者数等を加えたものである。  
 2. 老齢基礎年金平均年金月額は、新法基礎年金と旧法国民年金の平均である。  
 3. 実質的な支出は、給付費から基礎年金交付金を控除し基礎年金拠出金を加えた額である(確定値ベース)。  
 4. 積立比率とは、前年度末に保有する積立金(国庫負担繰延額を含めた推計値)が、実質的な支出のうち自前(財源を留意しなければならぬ部分(国庫・公経済負担を除いた部分)の何年分に相当しているかを表す指標である。

○厚生年金制度

(令和6(2024)年度(未現在))

区分	被保険者数 ①	老齢(退職)年金 受給権者数 (老齢・退年相当) ②	年金扶養比率 ①/②	老齢(退職)年金 平均年金月額 (老齢・退年相当)	実質的な支出	積立金 (時価ベース)	積立比率 (時価ベース)	保険料率 (令和6(2024)年 9月)	老齢(退職)年金 支給開始年齢 (令和6(2024)年度)
第1号厚生年金(旧厚生年金)	万人 4,285	万人 1,889	2.51	万円 15.5	兆円 52.0	兆円 292.4	7.4	% 18.300	報酬比例部分 一般男子・共済女子 64歳 旧厚生女子 63歳 坑内員・船員 63歳 定額部分 一般男子・共済女子 65歳 旧厚生女子 65歳 坑内員・船員 63歳
第2号厚生年金(国家公務員共済組合)	107								
第3号厚生年金(地方公務員共済組合)	295								
第4号厚生年金(私立学校教職員共済)	61								
合計	4,748								

- (注) 1. 老齢(退職)年金受給権者数(老齢・退年相当)には、旧三公社共済組合及び旧農林漁業団体職員共済組合において旧厚生年金に統合される前に発生した退年相当の退職年金(減額退職年金を含む)の受給権者及び平成27年9月までに旧共済法により発生した退年相当の退職年金(減額退職年金を含む)の受給権者を含む。  
 2. 老齢(退職)年金平均年金月額は、老齢基礎年金分を含む。また、国共済、地共済及び私学共済(以下、「共済組合等」という。)については、職域加算部分を除く推計値である。  
 3. 実質的な支出は、給付費から基礎年金交付金、追加費用、職域等費用納付金を控除し、基礎年金拠出金を加えた額である(確定値ベース)。ここで、厚生年金基金から支給されている代行給付額(年度末の最低責任準備金を算出する際に用いられる額)を加えることで、厚生年金基金が代行している部分を含めた厚生年金制度全体の額を推計している。  
 4. 積立金は、厚生年金勘定の年度末積立金と共済組合等の厚生年金基金が代行している部分を合わせた積立金の合計である。  
 5. 積立比率を算出する際の厚生年金の積立金は、厚生年金基金が代行している部分及び国庫負担繰延額を含んだ推計値である。  
 6. 私学共済の保険料率は、令和6(2024)年9月時点で一元化法附則の規定を踏まえ、16.743%に軽減されている。

付属資料◆財政収支状況

3 財政収支状況 (注) 単年度収支状況(図表 2-3-4)とは異なり、運用損益や有価証券売却損等は収入又は支出に計上されている(本文 2-3-3を参照)。

(1) 厚生年金相当部分の財政収支状況 ー令和6(2024)年度ー

区 分		厚生年金				計	国民年金		公的年金 制度全体
		厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済		国民年金 勘定	基礎年金 勘定	
		億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
前年度末積立金 (㉗)	簿価ベース	1,171,309	73,134	228,572	29,447	1,502,462	81,232	38,804	1,622,498
収入総額	簿価ベース	503,538	34,420	102,801	12,793	554,039	37,612	262,495	620,088
保険料収入		363,545	13,198	34,978	5,543	417,264	13,989	・	431,253
国庫・公経済負担		90,957	2,610	6,505	1,231	101,302	19,685	・	120,987
追加費用		・	954	2,233	・	3,188	・	・	3,188
運用損益 (再掲 年金積立金管理運用独立行政法人納付金)	簿価ベース ( - )	16	6,224	20,446	2,439	29,125 ( - )	3,202 (3,202)	16	32,343 (3,202)
基礎年金交付金		1,304	134	300	9	1,746	711	・	④
実施機関拠出金収入		46,754	・	・	・	①	・	・	①
厚生年金交付金		・	11,274	36,005	3,160	②	・	・	②
財政調整拠出金収入		・	-	2,319	・	③	・	・	③
職域等費用納付金		299	・	・	・	299	・	・	299
解散厚生年金基金等徴収金		67	・	・	・	67	・	・	67
基礎年金拠出金収入		・	・	・	・	・	・	231,600	⑤
独立行政法人福祉医療機構納付金		395	・	・	・	395	22	・	416
積立金より受入 (㉘)		-	・	・	・	-	-	30,745	30,745
その他		202	26	14	411	653	4	134	791
支出総額		472,802	30,540	83,635	9,680	497,145	37,329	257,264	557,682
給付費		243,462	12,235	37,921	3,218	296,836	1,760	254,805	553,401
基礎年金拠出金		176,207	5,111	13,473	2,433	197,224	34,376	・	⑤
実施機関保険給付費等交付金		50,439	・	・	・	②	・	・	②
厚生年金拠出金		・	10,790	31,976	3,988	①	・	・	①
基礎年金相当給付費(基礎年金交付金)		・	・	・	・	・	・	2,457	④
財政調整拠出金		・	2,319	-	・	③	・	・	③
その他		2,694	86	266	41	3,086	1,193	2	4,281
収支残 (㉙)	簿価ベース	30,736	3,879	19,166	3,113	56,894	283	5,230	62,407
その他 (㉚)	簿価ベース	370	-	-	-	370	63	-	433
年度末積立金 (㉗-①+㉙+㉚)	簿価ベース	1,202,415	77,013	247,738	32,560	1,559,726	81,578	13,289	1,654,593
年度末積立金の対前年度増減額	簿価ベース	31,106	3,879	19,166	3,113	57,264	346	△25,515	32,095

<時価ベース>

		時価ベース	時価ベース	時価ベース	時価ベース	時価ベース	時価ベース	時価ベース	時価ベース
運用損益	時価ベース	16,051	862	1,897	583	19,393	822	16	20,231
年度末積立金	時価ベース	2,477,618	100,120	304,746	41,346	2,923,830	123,138	13,289	3,060,257
年度末積立金の対前年度増減額	時価ベース	47,140	△1,459	750	1,257	47,688	△2,034	△25,515	20,138

注1 平成27(2015)年10月の被用者年金一元化を踏まえ、本表は、国共済、地共済及び私学共済については、厚生年金保険経理(私学共済は厚生年金勘定・厚生年金経理)を計上(ただし、国共済及び地共済の「基礎年金交付金」及び「給付費」には、経過的長期経理における基礎年金交付金を加えて算出)している。

注2 厚生年金計は、厚生年金全体としての財政収支状況をとらえるため、厚生年金実施機関間でのやりとり(①～③)を収入・支出両面から除いている。また、公的年金制度全体は、同様に、①～③に加えて公的年金制度内でのやりとり(④、⑤)を収入・支出両面から除いている。

注3 「その他(㉚)」に計上している額は、厚生年金勘定及び国民年金(国民年金勘定)の「業務勘定から積立金への繰入れ」である。

注4 厚生年金勘定、厚生年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注6 基礎年金拠出金収入及び国民年金勘定の基礎年金拠出金には、特別国庫負担額を含めた基礎年金勘定への繰入額を計上している。

注7 運用損益は、運用手数料控除後のものである。なお、国共済の時価ベースの額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の額である。

(2) 共済組合等の職域加算部分等を含む財政収支状況－令和6(2024)年度－

区 分	被用者年金					国民年金		公的年金 制度全体
	厚生年金 勘定	国共済	地共済	私学共済	計	国民年金 勘定	基礎年金 勘定	
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
前年度末積立金 (㉔) 簿価ベース	1,171,309	73,160	450,132	49,339	1,743,941	81,232	38,804	1,863,977
収入総額 簿価ベース	503,538	36,165	125,100	13,984	577,648	37,612	262,495	643,697
保険料収入	363,545	13,198	34,978	5,543	417,264	13,989	・	431,253
国庫・公経済負担	90,957	2,614	6,506	1,231	101,308	19,685	・	120,993
追加費用	・	1,045	2,444	・	3,489	・	・	3,489
運用損益 簿価ベース (再掲 年金積立金管理運用独立行政法人納付金)	16 ( - )	6,224	42,514	3,629	52,382 ( - )	3,202 (3,202)	16	55,600 (3,202)
基礎年金交付金	1,304	134	300	9	1,746	711	・	④
実施機関拠出金収入	46,754	・	・	・	①	・	・	①
厚生年金交付金	・	11,274	36,005	3,160	②	・	・	②
財政調整拠出金収入	・	1,627	2,319	・	③	・	・	③
職域等費用納付金	299	・	・	・	299	・	・	299
解散厚生年金基金等徴収金	67	・	・	・	67	・	・	67
基礎年金拠出金収入	・	・	・	・	・	・	231,600	⑤
独立行政法人福祉医療機構納付金	395	・	・	・	395	22	・	416
積立金より受入 (㉕)	-	・	・	・	-	-	30,745	30,745
その他	202	50	34	412	698	4	134	836
支出総額	472,802	32,282	91,150	10,519	505,615	37,329	257,264	566,151
給付費	243,462	13,958	43,750	3,624	304,794	1,760	254,805	561,359
基礎年金拠出金	176,207	5,111	13,473	2,433	197,224	34,376	・	⑤
実施機関保険給付費等交付金	50,439	・	・	・	②	・	・	②
厚生年金拠出金	・	10,790	31,976	3,988	①	・	・	①
基礎年金相当給付費(基礎年金交付金)	・	・	・	・	・	・	2,457	④
財政調整拠出金	・	2,319	1,627	・	③	・	・	③
その他	2,694	104	325	474	3,596	1,193	2	4,792
収支残 (㉖) 簿価ベース	30,736	3,882	33,950	3,465	72,033	283	5,230	77,546
その他 (㉗) 簿価ベース	370	-	-	-	370	63	-	433
年度末積立金 (㉔)ー(㉕)＋(㉖)＋(㉗) 簿価ベース	1,202,415	77,042	484,082	52,804	1,816,344	81,578	13,289	1,911,211
年度末積立金の対前年度増減額 簿価ベース	31,106	3,882	33,950	3,465	72,403	346	△25,515	47,234

<時価ベース>

運用損益 時価ベース	16,051	862	3,820	440	21,173	822	16	22,011
年度末積立金 時価ベース	2,477,618	100,149	598,218	62,993	3,238,978	123,138	13,289	3,375,406
年度末積立金の対前年度増減額 時価ベース	47,140	△1,456	△4,560	276	41,400	△2,034	△25,515	13,851

注1 平成27(2015)年10月の被用者年金一元化を踏まえ、本表は、以下の通り作成している。

・国共済、地共済及び私学共済については、厚生年金保険経理(私学共済は厚生年金勘定・厚生年金経理)及び経過的長期経理(私学共済は厚生年金勘定・職域年金経理)を加えたものである。

・国共済及び地共済の収入において、経過的長期経理に計上されている事業主負担は、その他に計上している。

注2 被用者年金計は、被用者年金全体としての財政収支状況をとらえるため、厚生年金実施機関間でのやりとり(①～③)を収入・支出両面から除いている。また、公的年金制度全体は、同様に、①～③に加えて公的年金制度内でのやりとり(④、⑤)を収入・支出両面から除いてい

注3 厚生年金勘定及び国民年金(国民年金勘定)の「その他(㉖)」に計上している額は、「業務勘定から積立金への繰入れ」である。

注4 厚生年金勘定、被用者年金計及び公的年金制度全体には、厚生年金基金が代行している部分を含まない。

注5 平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。

注6 基礎年金拠出金収入及び国民年金勘定の基礎年金拠出金には、特別国庫負担額を含めた基礎年金勘定への繰入額を計上している。

注7 運用損益は、運用手数料控除後のものである。なお、国共済の時価ベースの額は、預託金について市場金利を参照して時価に類する評価をした場合の額である。

## 4 最近の経済等の状況

	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	
①消費者物価指数の前年比 (％ 暦年)	0.0	△0.2	2.5	3.2	2.7	
②ベンチマーク収益率 (年度)	国内債券 (％)	△0.70	△1.22	△1.65	△2.20	△4.73
	国内株式 (％)	42.13	1.99	5.81	41.34	△1.55
	外国債券 (％)	5.43	1.88	△0.56	15.32	1.61
	外国株式 (％)	60.21	19.38	1.88	40.63	6.88
③国内債券 (新発10年国債利回り) (％ 年度末)	0.10	0.22	0.35	0.73	1.49	
④国内株式 (TOPIX) (ポイント 年度末)	1,954.00	1,946.40	2,003.50	2,768.62	2,658.73	
	増減率 (％ 年度末)	39.27	△0.39	2.93	38.19	△3.97
⑤国内株式 (日経平均株価) (円 年度末)	29,178.80	27,821.43	28,041.48	40,369.44	35,617.56	
	増減率 (％ 年度末)	54.25	△4.65	0.79	43.96	△11.77
⑥外国債券 (米国10年国債利回り) (％ 年度末)	1.74	2.34	3.47	4.20	4.21	
⑦外国株式 (NYダウ) (ドル 年度末)	32,981.55	34,678.35	33,274.15	39,807.37	42,001.76	
	増減率 (％ 年度末)	50.48	5.14	△4.05	19.63	5.51
⑧外国為替 (ドル/円) (年度末)	110.50	121.38	133.09	151.35	149.54	
⑨実質GDP成長率 (％ 前年度比)	△3.8	3.9	1.4	△0.0	0.5	
⑩完全失業率 (％ 暦年)	2.8	2.8	2.6	2.6	2.5	
⑪人口 (千人 各年10月1日現在)	総人口	126,146	125,502	124,947	124,352	123,802
	年少人口 (0～14歳)	15,032	14,784	14,503	14,173	13,830
	生産年齢人口 (15～64歳)	75,088	74,504	74,208	73,952	73,728
	老年人口 (65歳以上)	36,027	36,214	36,236	36,227	36,243
⑫合計特殊出生率 (暦年)	1.33	1.30	1.26	1.20	1.15	
⑬65歳の平均余命 (男) (年 暦年)	19.97	19.85	19.44	19.52	19.47	
⑭ 同 (女) (年 暦年)	24.88	24.73	24.30	24.38	24.38	

引用：①総務省「消費者物価指数年報」（総合指数、全国）

②～⑧は年金積立金管理運用独立行政法人「業務概況書」（②について、国内債券はNOMURA-BPI「除くABS」、国内株式はTOPIX（配当込み）、外国債券はFTSE世界国債インデックス（除く日本、中国、円ベース）、外国株式はMSCI ACWI（除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮前）

※なお、上記の注書きは令和6（2024）年度のものである。

⑨は内閣府「国民経済計算（2020年（令和2年）基準・2008SNA）」（国内総生産（支出側））

⑩は総務省「労働力調査」（就業状態別15歳以上人口－全国）

⑪は総務省「人口推計」

⑫は厚生労働省「人口動態統計」、⑬⑭は厚生労働省「簡易生命表」（ただし、令和2（2020）年は「完全生命表」）

5 令和7(2025)年年金制度改正法の概要

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の概要

改正の趣旨

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から、働き方や男女の差等に中立的で、ライフスタイルや家族構成等の多様化を踏まえた年金制度を構築するとともに、所得再分配機能の強化や私的年金制度の拡充等により高齢期における生活の安定を図るため、被用者保険の適用拡大、在職老齢年金制度の見直し、遺族年金の見直し、標準報酬月額の上限の段階的引上げ、個人型確定拠出年金の加入可能年齢の引上げ等の措置を講ずる。

改正の概要

※赤字は、衆議院による修正部分

I. 働き方に中立的で、ライフスタイルの多様化等を踏まえた制度を構築するとともに、高齢期における生活の安定及び所得再分配機能の強化を図るための公的年金制度の見直し

1. 被用者保険の適用拡大等

- ① 短時間労働者の適用要件のうち、賃金要件を撤廃するとともに、企業規模要件を令和9年10月1日から令和17年10月1日までの間に段階的に撤廃する。
- ② 常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種を解消し、被用者保険の適用事業所とする。※ 既存事業所は、経過措置として当分の間適用しない。
- ③ 適用拡大に伴い、保険料負担割合を変更することで労働者の保険料負担を軽減できるとし、労使折半を超えて事業主が負担した保険料を制度的に支援する。

2. 在職老齢年金制度の見直し

一定の収入のある厚生年金受給権者が対象の在職老齢年金制度について、支給停止となる収入基準額を50万円(令和6年度価格)から62万円に引き上げる。

3. 遺族年金の見直し

① 遺族厚生年金の男女差解消のため、18歳未満の子のない20～50代の配偶者を原則5年の有期給付の対象とし、60歳未満の男性を新たに支給対象とする。これに伴う配慮措置等として、5年経過後の給付の継続、死亡分割制度及び有期給付加算の新設、収入要件の廃止、中高齢寡婦加算の段階的見直しを行う。

② 子に支給する遺族基礎年金について、遺族基礎年金の受給権を有さない父母と生計を同じくすることによる支給停止に係る規定を見直す。

4. 厚生年金保険等の標準報酬月額の上限の段階的引上げ

標準報酬月額の上限について、負担能力に志じた負担を求め、将来の給付を充実する観点から、その上限額を65万円から75万円に段階的に引き上げる(※)とともに、最高等級の者が被保険者全体に占める割合に基づき改定できるルールを導入する。 ※ 68万円→71万円→75万円に段階的に引き上げる。

5. 将来の基礎年金の給付水準の底上げ

① 政府は、今後の社会経済情勢の変化を見極め、次期財政検証において基礎年金と厚生年金の調整期間の見直しに著しい差異があり、公的年金制度の所得再分配機能の低下により基礎年金の給付水準の低下が見込まれる場合には、基礎年金又は厚生年金の受給権者の将来における基礎年金の給付水準の向上を図るため、基礎年金と厚生年金のマクロ経済スライドによる調整を同時に終了させるために必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、給付と負担の均衡がとれた持続可能な公的年金制度の確立について検討を行うものとする。

② ①の措置を講ずる場合において、基礎年金の額及び厚生年金の額の合計額が、当該措置を講じなかった場合に支給されることとなる基礎年金の額及び厚生年金の額の合計額を下回るときは、その影響を緩和するために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

II. 私的年金制度の見直し

- ① 個人型確定拠出年金の加入可能年齢の上限を70歳未満に引き上げる。
- ② 企業年金の運用の見える化(情報開示)として厚生労働省が情報を集約し公表することとする。

III. その他

- ① 子のある年金受給者の保障を強化する観点から子に係る加算額の引上げ等を行うつつ、老齢厚生年金の配偶者加給年金の額を見直す。
- ② 再入国の許可を受けて出国した外国人について、当該許可の有効期間中は脱退一時金を請求できないこととする。
- ③ 令和2年改正法附則による検討を引き続き行うに際して社会経済情勢の変化を見極めるため、報酬比例部分のマクロ経済スライドによる給付調整を、配慮措置を講じた上で次期財政検証の翌年度まで継続する。

このほか、遺族年金の受給要件に係る国民年金法附則第9条第1項のほか、同法、厚生年金保険法、協定実施特例法、確定給付企業年金法及び社会保険審査会法等について、令和2年改正法等で手当てが必要であった規定の修正等を行う。

施行期日

令和8年4月1日(ただし、I 5・Ⅲ③は公布日、I 1③は令和8年10月1日、I 4(68万円へ引上げ)は令和9年9月1日、I 1④(企業規模要件)は令和9年10月1日、I 1①(賃金要件)・I ①は公布から3年以内の政令で定める日、I 4(71万円へ引上げ)は令和10年9月1日、I 3・Ⅲ①は令和10年4月1日、I 4(75万円へ引上げ)は令和11年9月1日、I 1②は令和11年10月1日、Ⅲ②は公布から4年以内の政令で定める日、Ⅲ②は公布から5年以内の政令で定める日)

## 6 用語解説

ここでは、以下の用語について、解説している（解説文中に下線を付した用語については、別に解説がある。）。なお、用語については、五十音順に配している。

### 【か行】

- 解散厚生年金基金等徴収金
- 基礎年金給付費
- 基礎年金拠出金
- 基礎年金交付金
- 基礎年金相当給付費
- 基礎年金等給付費
- 基礎年金費用
- 基礎年金費用率
- 旧厚生年金
- 給付費
- 共済組合等
- 経過的長期経理
- 厚生年金、厚生年金勘定、旧厚生年金
- 厚生年金保険経理
- 厚生年金基金の代行部分
- 厚生年金拠出金
- 厚生年金交付金
- 国民年金、国民年金（国民年金勘定）、国民年金（基礎年金勘定）、国民年金勘定、基礎年金勘定
- 国民年金の無拠出制年金（福祉年金）
- 国共済組合連合会等拠出金収入、年金保険者拠出金
- 国共済と地共済の財政調整
- 国庫・公経済負担
- 国庫負担繰延

### 【さ行】

- 財政検証
- 財政再計算
- 財政の現況及び見通し
- 実施機関
- 実施機関拠出金収入
- 実施機関保険給付費等交付金
- 実質的な運用利回り
- 実質的な支出
- 収支比率
- 承継資産

- 職域等費用納付金
- 職域加算部分
- 政府負担金
- 総合費用
- 総合費用率

### 【た行】

- 代行部分
- 短時間労働者
- 単年度収支状況
- 長期経理
- 追加費用
- 通老・通退相当
- 積立金相当額納付金
- 積立金の平滑化
- 積立比率
- 独自給付費
- 独自給付費率
- 特別国庫負担
- 特別支給の老齢・退職年金
- 独立行政法人福祉医療機構納付金

### 【な行】

- 年金総額
- 年金扶養比率
- 年金保険者拠出金
- 納付率

### 【は行】

- 賦課方式
- 平均年金月額
- 報酬、賞与、総報酬
- 保険料水準固定方式
- 保険料比率

### 【ま行】

- みなし基礎年金給付費
- 免除保険料

### 【や行】

- 有限均衡方式

### 【ら行】

- 老齢・退年相当と通老・通退相当

- 用語解説参考図表 1 被用者年金の給付構造（老齢・退職年金の場合）  
 用語解説参考図表 2 国庫が負担する費用一覧（国民年金及び厚生年金の場合）  
 用語解説参考図表 3 積立金の平滑化の方法  
 用語解説参考図表 4 特別支給の老齢・退職厚生年金の支給開始年齢

## ○解散厚生年金基金等徴収金

厚生年金基金が解散または確定給付企業年金に移行する際、代行部分に関する権利義務は国に引き継がれるが、それに伴って解散厚生年金基金等から国庫（厚生年金勘定）に納められるもの。物納による徴収分は、ここには含まず、直接積立金に入る。

## ○基礎年金給付費

昭和 61(1986)年度の基礎年金制度導入以降に新法の基礎年金として裁定された老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の給付に要する費用のことであり、全国民共通の給付として基礎年金勘定から支払われる。

## ○基礎年金拠出金

基礎年金等給付費を分担して負担するため、国民年金勘定、厚生年金勘定及び共済組合等が基礎年金勘定に納付する又は繰り入れる額のことである。

厚生年金の実施機関と国民年金（国民年金勘定）は、基礎年金等給付費の額から所定の特別国庫負担の額を控除した額を、被保険者数（基礎年金拠出金算定対象者数）に応じて分担して負担する。ただし、毎年度の決算額は、当年度の概算額と前々年度の精算額の合計である（概算額と確定額の差額は、翌々年度に精算される。）。

### ●保険料・拠出金算定対象額

基礎年金等給付費の額から所定の特別国庫負担の額を控除した額

### ●基礎年金拠出金算定対象者

厚生年金の実施機関の場合は国民年金第 2 号被保険者（20 歳以上 60 歳未満の者に限る。）と国民年金第 3 号被保険者の人数の合計である。

国民年金（国民年金勘定）の場合は国民年金第 1 号被保険者数について年間の保険料納付済月数の総数を 12 で割ることで人数換算したものである。ただし、4 分の 1 免除、半額免除、4 分の 3 免除の場合はそれぞれ 3/4 月、1/2 月、1/4 月として計上される。例えば、半額免除の者が 1 年間保険料を納付した場合には 1/2 人とカウントされる。

### ●基礎年金拠出金単価

保険料・拠出金算定対象額を基礎年金拠出金算定対象者数で除したものであり、基礎年金拠出金算定対象者 1 人当たりの保険料・拠出金算定対象額を意味する。

### ●厚生年金の各実施機関と国民年金（国民年金勘定）が負担する基礎年金拠出金額

基礎年金拠出金単価×当該実施機関又は制度の基礎年金拠出金算定対象者数

## ○基礎年金交付金

昭和 61(1986)年度の基礎年金制度導入前の国民年金及び被用者年金（旧法年金）の給付費のうち基礎年金に相当する給付に要する費用（基礎年金相当給付費）に充てるため、基礎年金勘定から国民年金勘定、厚生年金勘定及び共済組合等に繰り入れられる又は交付される額のことである。

## ○基礎年金相当給付費〔＝みなし基礎年金給付費〕

昭和 61(1986)年度の基礎年金制度導入前の旧法に基づき裁定された年金給付のうち昭和 36(1961)年 4 月以降の加入期間に基づき支給される基礎年金に相当する部分の給付に要する費用のことである。みなし基礎年金給付費ともいう。

## ○基礎年金等給付費

基礎年金給付費と基礎年金相当給付費の合計のことである。

## ○基礎年金費用

基礎年金拠出金から基礎年金拠出金にかかる国庫・公経済負担を除いたものである。

## ○基礎年金費用率

基礎年金費用の標準報酬総額に対する比率である。

$$\text{基礎年金費用率} = \frac{\text{基礎年金費用}}{\text{標準報酬総額}}$$

基礎年金費用率は総合費用率を分解したものである。

$$\text{総合費用率} = \text{独自給付費率} + \text{基礎年金費用率}$$

## ○旧厚生年金

「厚生年金、厚生年金勘定、旧厚生年金」を参照。

## ○給付費

厚生年金においては「保険給付」（共済組合等の一元化前の共済法に基づき裁定された共済年金においては「長期給付」）に、国民年金（国民年金勘定）においては昭和 61(1986)年度の基礎年金制度導入前の旧法国民年金の「給付」及び同改正後の新法国民年金の基礎年金以外の「給付」に、それぞれ要する費用のことである。

（留意点）

- ・国民年金（国民年金勘定）の給付費には、新法国民年金の基礎年金の給付に要する費用（基礎年金給付費）は含まれず（これは基礎年金勘定から支給される。）、基礎年金相当給付費は含まれる。
- ・平成 25(2013)年度までの国民年金（国民年金勘定）の給付費には、老齢福祉年金の

給付に要する費用は含まれない（旧福祉年金勘定に含まれる）。

- ・平成 26(2014)年度に国民年金勘定に旧福祉年金勘定が統合されたが、旧福祉年金勘定に係る給付費及び国庫・公経済負担については、本報告においては、それぞれ、給付費及び国庫公経済負担に含めていない。
- ・厚生年金の各実施機関の給付費には、基礎年金給付費は含まれず（これは基礎年金勘定から支給される。）、基礎年金相当給付費は含まれる。
- ・厚生年金の各実施機関の給付費には、原則 60～64 歳の者に支給される特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金の給付に要する費用が含まれるが、これには報酬比例部分のほか定額部分も含まれる。
- ・平成 16(2004)年度以降の厚生年金の給付費には、厚生年金基金への政府負担金を含む。

〔⇒用語解説参考図表 1 被用者年金の給付構造（老齢・退職年金の場合） 参照〕

### ○共済組合等

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金の一元化後の厚生年金の実施機関のうち、

- ① 国家公務員共済組合（国家公務員共済組合連合会を含む。）
- ② 地方公務員共済組合（全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会を含む。）
- ③ 日本私立学校振興・共済事業団

を本報告では共済組合等としている。

### ○経過的長期経理

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金の一元化により、共済組合等の職域加算部分（旧 3 階部分）は廃止されたが、一元化前に受給権が発生した共済年金には職域加算額が含まれ、また一元化後に受給権が発生する共済組合等の厚生年金の受給者には一元化前の期間に係る共済年金（経過的職域加算額）の給付も行われる。この職域加算額と経過的職域加算額を管理運用する経理のことである（私学共済においては「厚生年金勘定・職域年金経理」である。）。

### ○厚生年金、厚生年金勘定、旧厚生年金

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金の一元化により、厚生年金は全ての被用者が加入する制度となったが、被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合等を実施機関として活用することとされた。厚生年金の被保険者は実施機関に応じ、民間被用者は第 1 号厚生年金被保険者、国共済の組合員たる国家公務員は第 2 号厚生年金被保険者、地共済の組合員たる地方公務員は第 3 号厚生年金被保険者、私学共済の加入者

たる私立学校教職員は第4号厚生年金被保険者となっている。

被用者年金の一元化の経緯から、「厚生年金」という用語は、

- ① 全被用者共通の年金制度として用いられる場合
- ② 厚生年金保険の実施者たる政府に係る保険料の収入、給付の支出等を管理運用し、共済組合等との間で厚生年金拠出金や厚生年金交付金の授受を行う「年金特別会計厚生年金勘定」に係る部分に限定して用いられる場合

の2つがある。

これらを区別するため、本報告では、「厚生年金」は全被用者共通の年金制度として用い、厚生年金勘定から直接給付される受給権者及びその年金については「旧厚生年金」としている。

### ○厚生年金保険経理

平成27(2015)年10月の被用者年金一元化後の共済組合等において、厚生年金相当部分を管理運用する経理のことである（私学共済においては「厚生年金勘定・厚生年金経理」である。）。

### ○厚生年金基金の代行部分

「代行部分」、「免除保険料」の項を参照。

### ○厚生年金拠出金

平成27(2015)年10月の被用者年金一元化後、厚生年金等給付に要する費用を分担するため、共済組合等が厚生年金勘定に納付する拠出金のことである。これを厚生年金勘定で受け入れる際には実施機関拠出金収入という。

具体的には、厚生年金の全実施機関について厚生年金等給付費（国庫・公経済負担及び追加費用を除いたもの）及び基礎年金拠出金（国庫・公経済負担を除いたもの）を合計した厚生年金拠出金算定対象額に、共済組合等のそれぞれにおいて標準報酬按分率と積立金按分率を乗じ、基礎年金拠出金（国庫・公経済負担を除いたもの）を控除したものとなっている。ただし、当分の間、激変緩和措置として、厚生年金拠出金算定対象額の半分のみが標準報酬按分及び積立金按分とされ、残り半分は支出費按分とされている。

（注）厚生年金等給付費については1-2-18(8頁)を参照。

### ○厚生年金交付金

平成27(2015)年10月の被用者年金一元化後、共済組合等は、厚生年金相当給付（共済年金のうち厚生年金に相当する部分の給付）のほか、各共済組合等に係る厚生年金給付の給付を行うが、これらの給付のために共済組合等が厚生年金勘定から交付される交付金のことである。これを厚生年金勘定が交付する際には実施機関保険給付費等

交付金という。

具体的には、当該共済組合等が支給する厚生年金等給付費（厚生年金相当給付費と厚生年金給付費の合計）から国庫・公経済負担及び追加費用を控除した額である。

（注）厚生年金相当給付、厚生年金給付、厚生年金等給付費については **1-2-18** (8 頁) を参照。

## ○国民年金、国民年金（国民年金勘定）、国民年金（基礎年金勘定）、国民年金勘定、基礎年金勘定

国民年金の被保険者は、

- ① 国民年金第 1 号被保険者（国民年金第 2 号及び第 3 号被保険者のいずれにも該当しない 20 歳以上 60 歳未満の者。自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人など）
- ② 国民年金第 2 号被保険者（厚生年金の被保険者。ただし、65 歳以上で老齢給付の受給権を有する者は除く。）
- ③ 国民年金第 3 号被保険者（国民年金第 2 号被保険者に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者）
- ④ 任意加入被保険者（厚生年金の被保険者でない 60 歳以上 65 歳未満の国内居住者や 20 歳以上 65 歳未満の国外居住者などであって、国民年金の被保険者となることを厚生労働大臣に申し出た者）

である。

国民年金の給付には、年金特別会計基礎年金勘定から支給される全国民共通の基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金）がある。また、年金特別会計国民年金勘定から支給される国民年金第 1 号被保険者及び任意加入被保険者に係る付加年金等の国民年金独自の給付や、昭和 61(1986)年度の基礎年金制度導入前の旧法による年金の給付がある。

本報告では、年金特別会計基礎年金勘定に係る事項については「基礎年金勘定」あるいは「国民年金（基礎年金勘定）」と、年金特別会計国民年金勘定に係る事項については「国民年金勘定」あるいは「国民年金（国民年金勘定）」と表記する。

なお、単に「国民年金」と呼ぶ場合には、全国民共通の「基礎年金」として用いられる場合と、決算における「国民年金勘定」に対応するものや、国民年金第 1 号被保険者及び任意加入被保険者に係る部分に限定して用いられる場合がある。

## ○国民年金の無拠出制年金（福祉年金）

旧法国民年金の拠出制年金（受給権の取得に保険料の拠出を要件とする年金）を経過的に補足する年金のことであり、全額国庫負担となっている。昭和 61(1986)年 4 月から従来の障害・母子・準母子福祉年金は、基礎年金に裁定替えされ、現在では老齢

福祉年金のみとなっている。

老齢福祉年金は、次のいずれかに該当した場合に支給される。

- ① 明治 44(1911)年 4 月 1 日以前に生まれた者（国民年金法が施行された昭和 36(1961)年 4 月 1 日において 50 歳を超える者）が 70 歳になったとき。
- ② 明治 44(1911)年 4 月 2 日から大正 5 (1916)年 4 月 1 日までに生まれた者で、保険料納付済期間が 1 年未満であり、かつ保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が 4 年 1 月～7 年 1 月ある者が 70 歳になったとき。

### ○国共済組合連合会等拠出金収入、年金保険者拠出金

旧三公社共済組合（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）の共済年金の厚生年金への統合（平成 9 (1997)年 4 月）に伴う支援措置に基づき、国共済、地共済、私学共済及び農林年金は厚生年金に拠出金を納付していた。なお、この拠出金は、平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化に伴い廃止されている。

#### ●国共済組合連合会等拠出金収入

厚生年金における国共済、地共済、私学共済及び農林年金から納付される拠出金収入の合計額のことである。

#### ●年金保険者拠出金

国共済、地共済、私学共済及び農林年金の各制度における厚生年金に納付する拠出金のことである。この合計額は国共済組合連合会等拠出金収入と一致する。

### ○国共済と地共済の財政調整

国共済と地共済の財政単位の一元化に伴い、平成 16(2004)年 10 月から実施されている国共済と地共済の間の財政調整のことであり、費用負担の平準化のための財政調整（財政調整 A）と年金給付に支障を来さないための財政調整として、収支に着目した財政調整（財政調整 B）及び積立金に着目した財政調整（財政調整 C）がある。この財政調整による拠出金が「財政調整拠出金」、その受入れ額が「財政調整拠出金収入」である。

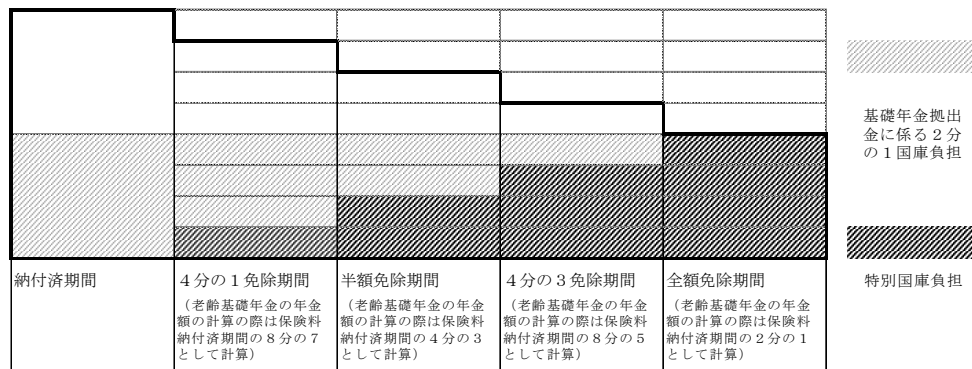
### ○国庫・公経済負担

基礎年金拠出金の 2 分の 1（平成 15(2003)年度までは 3 分の 1 であったが平成 16(2004)年度から段階的に上げられ平成 21(2009)年度に 2 分の 1 となった。なお、平成 18(2006)年度は約 35.8%（3 分の 1 + 1000 分の 25）、平成 19(2007)年度、平成 20(2008)年度は約 36.5%（3 分の 1 + 1000 分の 32）である。）に相当する額、厚生年金においては昭和 36 年 4 月前の加入期間に係る給付に要する費用（恩給公務員等期間に係る費用は除く。）の一定割合（旧厚生年金（旧農林年金を除く）は 20%、国共済及び地共済は 15.85%、私学共済及び旧農林年金は 19.82%）に相当する額、国民年金にあっては国民年金の保険料免除期間に係る基礎年金給付費の全額（全額免除期間）又

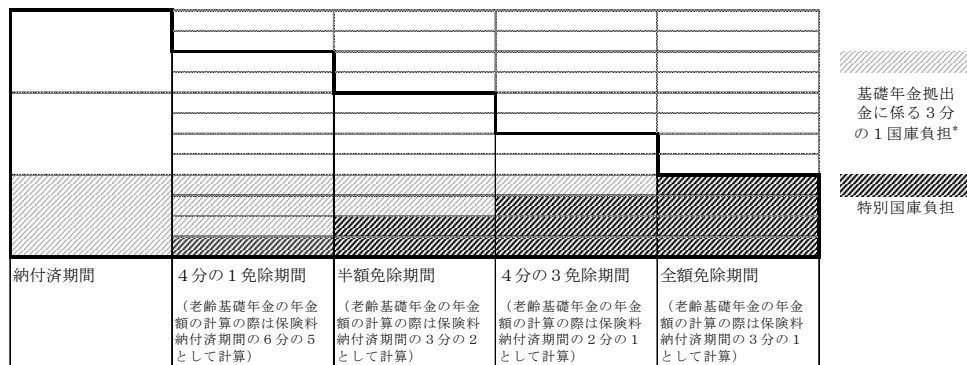
は<sup>注1</sup> 5分の3（4分の3免除期間）、3分の1（半額免除期間）、7分の1（4分の1免除期間）、20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費の一部など<sup>注2</sup>を国庫又は地方公共団体等が負担するものとされており、これらの負担額のことである。

〔⇒用語解説参考図表2 国庫が負担する費用一覧 参照〕

注1 国民年金保険料免除期間（平成21(2009)年度以降の免除期間）に係る国庫負担  
（太枠内が老齢基礎年金の給付額に相当）



(参考) 国民年金保険料免除期間（平成20(2008)年度以前の免除期間）に係る国庫負担  
（太枠内が老齢基礎年金の給付額に相当）



\* 平成16(2004)年度以降、従来の3分の1から段階的に引き上がった。

注2 上記以外の国庫・公経済負担の例

- ・旧法国民年金の保険料免除期間に係る給付費に対するもの、旧法障害福祉年金等の20/100\*、優遇分（いわゆる嵩上げ（カサ上げ）加算分）の4分の1及び5年年金の8分の1
- ・旧法被用者年金の老齢年金に相当する分のうち国民年金の嵩上げ相当分の4分の1
- ・新法国民年金の付加年金に対するもの

など

\* 平成17(2005)年度までは40/100、平成18(2006)年度は38/100、平成19(2007)・20(2008)年度は37/100。

## ○国庫負担繰延

厚生年金勘定及び国民年金勘定の国庫負担について、過去においては国の厳しい財政状況に鑑み、やむを得ずその一部が繰り延べられたことがある。このときに繰り延

べられた国庫負担については年金財政の安定が損なわれることのないよう、運用損益相当額を含め後日返済されることが法律に明記されている。

### ○財政検証

平成 16(2004)年の制度改正により保険料水準固定方式により運営されることとなった厚生年金、国民年金において、従来の財政再計算に代わって、少なくとも5年ごとに行われる「財政の現況及び見通しの作成」のことである。

なお、平成 13(2001)年 3 月 16 日付けの閣議決定により、社会保障審議会年金数理部会で行うことになった、被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政検証・財政再計算時に行う検証を指す場合もある。現在は、両者を区別するため、年金数理部会においては、「公的年金制度に係る財政検証のピアレビュー」または単に「ピアレビュー」と称することとしている。また、旧社会保障制度審議会年金数理部会においても、平成 8(1996)年 3 月 8 日付けの閣議決定において、同様のことを行うもの（本文 1-3-4（30 頁）を参照）とされていた。

### ○財政再計算

保険料水準固定方式が導入される前の公的年金では、保険料(率)は、給付に要する費用額等を予想し、将来にわたって財政の均衡が保たれるように計算されていたが、実際の被保険者数や受給者数、財政状況は必ずしも予想どおりとはならないので、少なくとも5年に一度、経済社会の変化・事業状況に基づき予想の前提等を改めた上、収入と支出の長期的均衡が図られるよう、保険料(率)及び財政見通しを再計算することとされていた。これが財政再計算である。財政再計算を実施する際には、給付設計の見直しなどの制度改正も併せて行われることが多かった。

なお、平成 16(2004)年の制度改正で保険料水準固定方式となったため、厚生年金及び国民年金は、財政再計算に代わって、「財政の現況及び見通しの作成」を行うこととなった。

### ○財政の現況及び見通し

平成 16(2004)年の制度改正で、厚生年金、国民年金については、財政再計算に代わって、少なくとも5年ごとに、財政の現況及び財政均衡期間における見通し（以下、「財政の現況及び見通し」という。）の作成を行うこととなった。ここで、財政均衡期間はおおむね100年間とされている。

また、財政の現況及び見通しを作成するに当たり、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有しつつ財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、マクロ経済スライドによる給付水準調整を開始し、この調整を行う必要がなくなったと認められるときは、

終了することとされている。

なお、財政の現況及び見通しの作成に当たり、次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に所得代替率（標準的な年金受給世帯（夫婦2人）における年金額の現役男子の平均手取り賃金に対する比率）が50%を下回るような給付水準となることが見込まれる場合は、マクロ経済スライドの調整の終了等の措置を講ずるとともに、給付及び負担の在り方について検討することとされている。

平成27(2015)年10月の被用者年金の一元化後の財政の現況及び見通しの作成は、一元化後の厚生年金全体で行われるとともに、旧厚生年金、国共済、地共済及び私学共済の見通しも示されている。

### ○実施機関

平成27(2015)年10月の被用者年金の一元化により、厚生年金は全ての被用者が加入する制度となったが、被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（本報告では共済組合等という。）を活用することとされた。被用者年金の一元化後においては、従前から厚生年金の事業を実施してきた厚生労働大臣と共済組合等が厚生年金の実施機関である。

### ○実施機関拠出金収入

「厚生年金拠出金」の項を参照。

### ○実施機関保険給付費等交付金

「厚生年金交付金」の項を参照。

### ○実質的な運用利回り

名目運用利回りが名目賃金上昇率を上回る部分のことを、公的年金においては実質的な運用利回りという。

$$\text{実質的な運用利回り} = \frac{1 + \text{名目運用利回り}}{1 + \text{名目賃金上昇率}} - 1$$

これは、公的年金では、長期的には保険料や給付費が概ね名目賃金上昇率に応じて増減することから、実績と財政検証との比較に当たり、運用利回りの実績を財政検証で前提としている運用利回りと比較する際は、実質的な運用利回りについて行うことが適当であるためである。

なお、名目運用利回りが物価上昇率を上回る部分である実質運用利回りとは異なる指標であることに注意が必要である。

$$\text{実質運用利回り} = \frac{1 + \text{名目運用利回り}}{1 + \text{物価上昇率}} - 1$$

### ○実質的な支出

公的年金制度において、保険料収入、運用損益及び国庫・公経済負担で賄うことになる支出のことである。

$$\text{実質的な支出} = \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金}$$

$$\text{厚生年金勘定} \rightarrow \text{+ 実施機関保険給付費等交付金} - \text{実施機関拠出金収入}$$

$$\text{厚生年金保険経理} \rightarrow \text{+ 厚生年金拠出金} \quad - \text{厚生年金交付金}$$

$$\text{+ 制度間調整拠出金}^1 \quad - \text{制度間調整交付金}^2$$

$$\text{+ 年金保険者拠出金} \quad - \text{国共済組合連合会等拠出金収入}$$

$$\text{+ 財政調整拠出金} \quad - \text{財政調整拠出金収入}$$

$$- \text{追加費用}$$

$$- \text{職域等費用納付金}$$

なお、「実質的な支出」における「実質的な」は、社会保険制度として負担すべき正味での支出という意味の「実質的な」であって、「実質的な運用利回り」における「実質的な」とは意味が異なる。

### ○収支比率

保険料収入と運用損益の計に対する総合費用の比率である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{総合費用}}{\text{保険料収入} + \text{運用損益}}$$

<sup>1</sup> 制度間調整拠出金とは、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法（平成9（1997）年4月1日廃止）に基づき、制度間調整交付金に要する費用に充てるため、厚生年金、各共済組合が厚生年金の制度間調整勘定に繰り入れる又は拠出する額のことである（精算措置があるため平成11（1999）年度まで発生する。）。

<sup>2</sup> 制度間調整交付金とは、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法に基づき、厚生年金の制度間調整勘定から厚生年金、各共済年金に繰り入れられる又は交付される額のことである（精算措置があるため平成11（1999）年度まで発生する。）。

なお、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置とは、老齢・退職年金のうち制度共通部分に係る費用負担を調整するもので、平成元（1989）年の年金制度改正において、公的年金一元化が行われるまでの当面の地ならし措置として導入された。昭和59（1984）年の国家公務員共済組合法と公共企業体職員等共済組合法の統合に伴い、旧三公社共済（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）が国共済の下に入り給付が揃えられることとなった際、国共済、日本たばこ共済、日本電電共済から国鉄共済に財政援助が行われることとなったが、この財政援助を拡大したものである。平成2（1990）年度から始まったが、平成9（1997）年度から旧三公社共済統合に伴う支援措置が始まった際に廃止となった。

## ○承継資産

旧年金福祉事業団が財政投融资制度を通じて資金を借り入れ行っていた資金運用業務を、平成 13(2001)年度に旧年金資金運用基金(平成 18(2006)年度より年金積立金管理運用独立行政法人)が引き継いだことに伴い、同基金が旧年金福祉事業団から承継した資産(当初約 26 兆円)のことである(財政融資資金(旧年金資金運用部)への借入金の返済義務という債務と共に引き継いでいる。)。この資金運用業務は、借入金の償還が終了する平成 22(2010)年度に終了した。

## ○職域等費用納付金

平成 9(1997)年 4 月に当時の厚生年金に統合された旧三公社共済(日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済)の共済年金(統合時点で受給権が発生しているものに限る。)は、統合前の国家公務員等共済組合法による職域加算部分及び恩給公務員期間等に係る部分も含めて厚生年金が引き継いで支給するものとされているが、このうち職域加算部分及び恩給公務員期間等に係る部分の給付に要する費用に充てる分として、旧三公社共済の存続組合が厚生年金勘定に納付する額のことである。

## ○職域加算部分

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化前の共済年金の報酬比例部分の額は、厚生年金の給付乗率と同じ給付乗率で計算される額(厚生年金相当部分)に、別に定められた給付乗率を用いて計算される額を加算したものであるが、その加算額のことである。この職域加算部分については、被用者年金一元化に伴い将来に向けて廃止された。

なお、職域加算部分が、上記の形となったのは、昭和 61(1986)年 4 月の基礎年金導入以後である。基礎年金導入に伴い、それまでの共済年金は、基礎年金の上乗せ分として報酬比例年金を給付する新共済年金に改められたが、その報酬比例年金については、厚生年金と同じ年金額計算式からなる分に職域加算部分が加算される仕組みとなった。厚生年金と同じ算式による厚生年金相当分を 2 階部分、さらにその上乗せである職域加算部分を(旧) 3 階部分ということがある。職域加算部分があるのは、元来、共済年金は、公的年金としての性格を有すると同時に、公務員制度等の一環としての年金制度という性格を有していることによる。なお、職域等費用納付金の額の計算の際に行われているように、旧共済年金についても、所定の方法で厚生年金相当分と職域加算部分に分けて取り扱う場合がある。

【退職共済年金における厚生年金相当部分と職域加算部分の給付乗率】 (千分比)

適用する 組合員期 間 <sup>注2</sup>	平成12年改正（5%適正化）後の 年金額計算用			平成12年改正前の従前額計算用 （従前額保障の仕組がある）		
	厚生年金 相当部分	職域加算部分		厚生年金 相当部分	職域加算部分	
		組合員期 間が20年 以上の者	組合員期 間が1年 以上20年 未満の者		組合員期 間が20年 以上の者	組合員期 間が1年 以上20年 未満の者
平成15年 3月以前	9.5 <sup>注1</sup> ） 7.125	0.475 ） 1.425	0.238 ） 0.713	10.00 ） 7.5	0.5 ） 1.50	0.25 ） 0.75
平成15年 4月以後	7.308 ） 5.481	0.365 ） 1.096	0.183 ） 0.548	7.692 ） 5.769	0.385 ） 1.154	0.192 ） 0.577

注1 生年月日に応じて異なる。

注2 平成15(2003)年4月の総報酬制導入に伴い、年金額は組合員期間を標準報酬月額を用いる平成15(2003)年3月以前の期間と賞与を含んだ標準報酬を用いる平成15(2003)年4月以後の期間とに分けて計算される。

○政府負担金

昭和60年改正以降、厚生年金基金が代行給付を支給するにあたり、免除保険料でその財源が手当てされなかった部分に関し、経過的な財源調整措置として、給付時に政府が負担することとなった額のことである。

老齢厚生年金の給付乗率は生年月日及び加入期間の区分に応じて定められているが、免除保険料の算定基礎となる給付の範囲は、昭和60(1985)年度以前の期間は8/1000、昭和61(1986)年度から平成14(2002)年度までの期間は7.5/1000、平成15(2003)年度から平成16(2004)年度までの期間は5.769/1000、平成17(2005)年度以降の期間は5.481/1000が基準となっている。このため、生年月日等に応じて定められている代行給付の給付乗率のうち免除保険料で賄えない部分の費用について、政府が年金特別会計厚生年金勘定から政府負担金を交付することによって、財源を手当てすることになっている。

[「代行部分」、「免除保険料」の項を参照]

○総合費用

実質的な支出のうち自前で財源を賄わなければならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）

$$\text{総合費用} = \text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}$$

○総合費用率

総合費用の標準報酬総額に対する比率である。積立金及びその運用損益がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当すること

から、純賦課保険料率と言われることもある。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{総合費用}}{\text{標準報酬総額}}$$

総合費用率は、独自給付費用率と基礎年金費用率に分解できる。

$$\text{総合費用率} = \text{独自給付費用率} + \text{基礎年金費用率}$$

なお、自営業者等を対象とする国民年金については、標準報酬という概念がないことから、総合費用率は定義されない。

## ○代行部分

老齢厚生年金（報酬比例部分）の給付のうち、厚生年金基金が国に代わって支給する部分（物価水準の変動に対応した給付改善分（スライド部分）と過去の賃金水準を現在の水準に見直すことによる給付改善分（再評価部分）を除いた部分）のことである。

[「免除保険料」、「政府負担金」の項を参照]

## ○短時間労働者

1週間の所定労働時間又は1月間の所定労働日数が通常の労働者の4分の3未満であり、以下の要件を満たす厚生年金保険被保険者をいう。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 賃金の月額が8.8万円以上であること
- ③ 学生でないこと
- ④ 以下のいずれかに該当する事業所で働いていること

ア. 短時間労働者でない被保険者数が常時50人超の企業等の事業所または国、地方公共団体の事業所

イ. 短時間労働者でない被保険者数が常時50人以下の企業等で、社会保険に加入することについて労使で合意がなされている事業所

なお、いわゆる「短時間正社員」（他のフルタイムの正規型の労働者と比較し、その所定労働時間が短い正規型の労働者であって、期間の定めのない労働契約を締結しているものであり、かつ、時間当たり基本給及び賞与・退職金等の算定方法等が同一事業所に雇用される同種フルタイムの正規型の労働者と同等であるもの）は通常の労働者に区分され、短時間労働者に区分されない。

## ○単年度収支状況

年金数理部会が公的年金各制度から報告を受けた財政収支状況を年金財政の観点から制度横断的に比較・分析したものである。

単年度収支状況の作成においては、

- ① 単年度の収入総額は、「運用損益」及び厚生年金、国民年金の「積立金より受入」を除いて算出
- ② 単年度の支出総額は、国共済及び地共済の「有価証券売却損等」を「その他」から除いて算出
- ③ 運用損益分を除いた単年度収支残は、単年度の収入総額と支出総額の差としている。

### ○長期経理

平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化前の共済組合等の共済年金を管理運用していた経理のことである。被用者年金一元化に伴い、長期経理は厚生年金保険経理（私学共済は厚生年金勘定・厚生年金経理）と経過的長期経理（私学共済は厚生年金勘定・職域年金経理）に分割・承継された。

### ○追加費用

国共済と地共済の制度発足（それぞれ昭和 34(1959)年、同 37(1962)年）前の恩給公務員期間等に係る給付費について、国及び地方公共団体等が当時の事業主として負担している費用のことである。整理資源ということもある。

国共済、地共済制度の発足までは、これらの費用については、恩給公務員期間は全額を、旧令共済期間については後発債務部分を、国や地方公共団体等が負担していた。国共済、地共済制度の発足に際して、これらの期間相当分の給付についても新しい制度の給付と通算して給付することとされたが、その費用負担としては、これらの期間の雇用主であった国・地方公共団体等が、将来における給付発生の都度支払う方法が採られた。このため、現在も毎年度、国又は地方公共団体等が当該給付分を追加費用として負担している。

### ○通老・通退相当

「老齢・退年相当と通老・通退相当」の項を参照。

### ○積立金相当額納付金

平成 9(1997)年 4 月の旧三公社共済（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）の共済年金の当時の厚生年金への統合に伴う移換金について、旧三公社共済の存続組合が分割して行っている納付金と、平成 14(2002)年 4 月の旧農林年金の厚生年金への統合に伴う移換金について、旧農林年金の存続組合が納付した概算納付金及び精算納付金のことである。

なお、旧日本電信電話共済は平成 18(2006)年度が分割の最終年度であったことに加え、旧日本鉄道共済が平成 18(2006)年度に残額を一括納付したことにより、平成 18(2006)年度をもって積立金相当額納付金の支払は全て完了した。

## ○積立金の平滑化

時価評価された積立金は金融市場の短期的な変動を受けやすいことから、長期的な観点から積立金を評価する際に一定期間平滑化すること。

確定給付型の企業年金で用いられる平滑化の方法としては、「収益差平滑化方式」、「時価移動平均方式」、「評価損益平滑化方式」がある。そのうち、「収益差平滑化方式」では、過去の平均収益を基準収益とし、それと時価ベースの収益との差額について、一定の平滑化期間にわたって繰り延べて計上することで、評価額を時価に連動させつつ、時価の短期的な変動をある程度緩和している。

年金数理部会では、令和2(2020)年度より、平滑化期間を5年とし、過去5年度の平均収益(時価ベース)を基準収益とする収益差平滑化方式により算出された評価額を「平滑化後の積立金」として報告を受けている。

[⇒用語解説参考図表3 積立金の平滑化の方法 参照]

## ○積立比率

総合費用に対する前年度末に保有する積立金の比率であり、前年度末(すなわち当年度初)の積立金が、総合費用の何年分に相当しているかを示す指標である。これは、世代間扶養を基本として運営される年金制度において急激な保険料負担増あるいは給付減を回避するために保有する積立金について、その規模を把握するための指標の一つである。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{総合費用}} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}$$

なお、積立比率は積立度合(前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額(実質的な支出+追加費用)の何年分に相当しているかを示す指標)とは異なることに注意が必要である。

$$\text{積立度合} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} + \text{追加費用}}$$

## ○独自給付費用

総合費用から、国庫・公経済負担分を除いた基礎年金拠出金を控除したものである。

独自給付費用 = 総合費用 - 基礎年金拠出金 (国庫・公経済負担分を除く)

## ○独自給付費用率

独自給付費用の標準報酬総額に対する比率である。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{独自給付費用}}{\text{標準報酬総額}}$$

独自給付費用率は総合費用率を分解したものである。

総合費用率＝独自給付費用率＋基礎年金費用率

### ○特別国庫負担

基礎年金拠出金を算定する際に基礎年金等給付費の額から控除する額のことを特別国庫負担と呼ぶ。特別国庫負担は、国民年金の保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費に関する国庫負担、旧国民年金法の老齢年金の嵩上げ加算分や5年年金の給付費に関する国庫負担など、基礎年金等給付費に含まれる費用に関する国庫負担のことである。

特別国庫負担には、基礎年金拠出金の2分の1に相当する額に係る国庫・公経済負担は含まれない。

〔⇒用語解説参考図表2 国庫が負担する費用一覧 参照〕

### ○特別支給の老齢・退職年金

昭和60(1985)年の制度改正により、老齢・退職年金の支給は原則65歳からになったが、旧制度から新制度に移行する間、経過的に60～64歳の間に支給される、いわゆる「60歳代前半の老齢厚生年金・退職共済年金」のことである。65歳以降支給される「本来支給」に対して、「特別支給」として区別される。特別支給の老齢・退職年金は、加入期間に応じて計算される「定額部分」、平均標準報酬額と加入期間に応じて計算される「報酬比例部分」、「加給年金<sup>3</sup>」で構成される。

特別支給の老齢・退職年金は、定額部分の支給開始年齢が平成13(2001)年度から、報酬比例部分の支給開始年齢が平成25(2013)年度から、それぞれ生年月日に応じて61歳から64歳に段階的に引き上げられ、最終的には65歳支給開始の本来支給の年金のみとなる。なお、厚生年金の女性についてはそれぞれ5年遅れで引き上げられる。

〔⇒用語解説参考図表4 特別支給の老齢・退職年金の支給開始年齢 参照〕

### ○独立行政法人福祉医療機構納付金

旧年金資金運用基金が行っていた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を平成18(2006)年度以降は独立行政法人福祉医療機構が承継しており、当該業務で回収された回収金が年金特別会計へ納付されたもの<sup>4</sup>。

---

<sup>3</sup> 加入期間が20年（中高齢の特例の場合15～19年）以上ある年金の場合、生計を維持されている65歳未満の配偶者または18歳未満（18歳の誕生日の属する年度末まで）の子、20歳未満で1級・2級の障害の子がいるときに加算される年金額。

<sup>4</sup> 平成17(2005)年度末に旧年金資金運用基金が解散したことに伴い、年金住宅等融資事業等に係る財政融資資金からの長期借入金の繰上償還を行うなど、事業の廃止に必要な費用等を平成17(2005)年度に厚生年金、国民年金から支出した（財政融資資金繰上償還等資金財源）ため、平成18年度以降は、回収金が厚生年金、国民年金の収入として計上される。

なお、平成18(2006)年度については、「旧年金資金運用基金の解散に伴い年金住宅融資回収金等が年金

## ○年金総額

ある時点においてとらえた受給権者又は受給者（受給権者のうち全額支給停止された者を除いたもの）について、その時点で裁定済の受給権ベースの年金額（年額）を総和したものである。したがって、受給者の年金総額には一部支給停止されている金額も含んでいる。受給権者の年金総額と受給者の年金総額との差は全額停止された年金額の総和である。

なお、これは、受給者に実際に支給される年金の給付に要する費用を財政収支の支出項目として捉えた給付費とは別の概念であり、その差は、上で述べた一部支給停止額や各年度内での新規裁定や失権といった支給状況の違いにより発生する。

## ○年金扶養比率

被保険者数と老齢・退年相当の受給権者数の比率である。1人の老齢・退年相当の受給権者を、何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度(末)被保険者数}}{\text{年度(末)老齢・退職年金（老齢・退年相当）受給(権)者数}}$$

## ○年金保険者拠出金

「国共済組合連合会等拠出金収入、年金保険者拠出金」の項を参照。

## ○納付率

国民年金の納付月数を納付対象月数で除したものであり、月数ベースで算出した納付割合である。ここで、「納付対象月数」とは、ある年度について保険料として納付すべき月数（法定免除、申請全額免除、学生納付特例及び納付猶予に係る月数を含まない。）をいい、「納付月数」とは、納付すべき月数のうち、実際に納付された月数をいう。

### ●現年度納付率

ある年度の保険料（当該年4月分～翌年3月分まで）について、納付すべき月数に対し、当該年度中（翌年度4月末まで）に納付された月数の割合をいう。

### ●最終納付率

ある年度の保険料について、納付すべき月数に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付された月数の割合をいう。

## ○賦課方式

賦課方式とは、年金給付に必要な費用を、その都度、被保険者（加入者）からの保険

---

特別会計に承継されたことによる収入」（年金資金運用基金資産承継収入）という名称で、それぞれの会計に計上された。

料で賄っていく財政方式である。一方、積立方式とは、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てていく財政方式である。

厚生年金及び国民年金においては、保険料水準を将来に向けて、段階的に上げていくこととしていた。このように、保険料水準を将来に向けて段階的に上げていくことをあらかじめ想定して将来見通しを作成し、財政運営を行う財政方式のことを段階保険料方式という。

平成 16(2004)年の制度改正では、保険料水準を段階的に上げて、平成 29(2017)年度以降、一定の水準で固定し、給付水準を自動調整するという保険料水準固定方式がとられたが、この財政方式についても、保険料水準の上げをあらかじめ想定し財政運営を行うという観点からは、段階保険料方式の一形態と考えることができる。段階保険料方式は、制度の成熟や少子高齢化の進行に並行して保険料（率）が引上がる場合は、賦課方式の要素を持つと言える。一方、制度の成熟段階で積立金を形成し、将来、これを活用することにより一定の保険料水準で運営を行うところは積立方式の要素を持つ。

積立金の水準をみると、段階保険料方式は、制度発足当初、低い保険料水準に抑えられていることから、積立方式と比べ、積立金の形成が緩やかなものとなる。どれだけの積立金が形成されるかについては、保険料水準の上げペースにより決定されることとなり、賦課方式の保険料水準に近いペースで上げればほとんど積立金は形成されず、より早く上げればより大きな積立金が形成されることとなる。積立水準からみてどちらの方式に近いかは、成熟段階の保険料と上げペースに大きく依存する。

厚生年金、国民年金は、現在の積立金の水準からみれば賦課方式を基本とした方式であり、また、平成 16(2004)年の制度改正では、100 年後の積立金を支出の 1 年分とする財政方式が取られたことから、今後も積立金水準から見ると、賦課方式を基本とした財政方式といえる。

厚生年金、国民年金は積立金水準としては、賦課方式に近い積立金水準を維持することで、積立方式における運用リスクを軽減する一方、一定の積立金を保有し活用することで、将来の保険料水準や給付水準を平準化するとともに、賦課方式における少子高齢化に伴う急激な負担の上昇や給付の低下を回避する財政方式をとっている。

## ○平均年金月額

年金総額を受給権者数（または受給者数）で除することにより平均年金額を求め、これを 12 で除した金額をいう。（旧厚生年金においては、厚生年金基金の代行部分が含まれている。）

ここで、各制度における年金総額は、当該制度から給付される旧法及び新法・特別支給の定額部分（1 階部分）を含んでいるが、国民年金（基礎年金勘定）から給付され

る基礎年金分は含んでいない。そこで、1階部分を含めた年金の水準をみるため、「年金総額」に「当該受給権者（受給者）のうち基礎年金対象者に係る基礎年金の年金総額（推計値）<sup>5</sup>」を加えた額を分子として用いた「基礎年金を含む平均年金月額」を算出している。

## ○報酬、賞与、総報酬

### ●報酬・賞与

厚生年金で、保険料や年金額算定の基礎となるもの。

「報酬」は、賃金、給料、俸給、手当等、被保険者が労働の対償として受け取るものすべてを含むが、そのうち臨時に受け取るもの及び3月を超える期間ごとに受け取る「賞与」は含まれない。なお、平成27(2015)年9月までの地共済では、報酬の代わりに給料が使われていた。これは各地方公共団体等が定めた給料表によるものであり、報酬には含まれる各種の手当では含まれていなかった（このため、給料にかかる保険料率は標準報酬ベースの料率に一定割合（1.25）を乗じて調整し、平均給与月額算定の際には給料に一定割合（1.25）を乗じて調整していた<sup>6</sup>）。私学共済では給与と称していたが、報酬と同じ概念であった。

「賞与」は、被保険者が労働の対償として受けるすべてのもののうち3月を超える期間ごとに受け取るものをいう。

公的年金制度では、平成14(2002)年度までは、標準報酬月額ベースだったが、平成15(2003)年度からは賞与も含めた総報酬ベースとなっている。

被用者年金一元化前（～平成27(2015)年9月）までの公的年金制度での報酬等

厚生年金	国共済	地共済	私学共済
報酬	報酬	給料	給与
賞与	期末手当等	期末手当等	賞与

### ●標準報酬月額・標準賞与額

標準報酬月額は、被保険者の報酬月額をいくつかの階級に当てはめたものであり、令和6(2024)年度は、第1級（8.8万円）～第32級（65万円）の32区分である。また、標準賞与額は、賞与の千円未満の端数を切り捨て、150万円が上限である。保険

<sup>5</sup> 基礎年金の年金総額（推計値）は、当該制度の加入期間に限定した分ではなく、全期間に係る基礎年金総額全体を計上している。

<sup>6</sup> 地共済では、報酬の代わりに手当を含まない給料を使用していたが、給付ではその元となる平均給料月額として給料の1.25倍に賞与を加えスライド等の再評価を加えたものを使用し、給料に係る保険料率は手当を含んでいない分高く設定されていた。なお、この1.25という数値は、諸手当の割合を考慮して、地共済法施行令（第23条第1項）及び同施行規則（第2条の3）で定められていた。また、他制度と比較するため、地共済の数値については、給料×1.25を標準報酬月額とし、保険料率は給料に係る料率を1.25分の1に換算して使用している。

料は、これらの額に保険料率を乗じて徴収される。

標準報酬月額と標準賞与額を合わせたものが標準報酬（総報酬）であり、年度間累計値や、それを12で割ったもの（総報酬ベース・月額換算）が使われる。

年金額の算定では、全被保険者期間の標準報酬月額と標準賞与額に賃金スライドや物価スライドを含めた再評価が考慮された、「平均標準報酬額」が用いられる。なお、平成14(2002)年度までの期間については「平均標準報酬月額」が用いられ、平成15(2003)年度から総報酬制になったが、年金額はその前後の期間で別々に計算され、合算される。

### ○保険料水準固定方式

保険料（率）の引上げ過程及び最終保険料率をあらかじめ決め、それによる収入の範囲内で財政の均衡が図られるよう給付を調整する財政運営のこと。厚生年金、国民年金について平成16(2004)年の制度改正で、給付水準を調整するマクロ経済スライドとともに導入された。なお、厚生年金、国民年金について平成16(2004)年の制度改正までは、給付が先に決まり、財政の均衡を保つよう必要な保険料率を後から定める方式がとられていた。

### ○保険料比率

総合費用に対する保険料収入の比率である。

$$\text{保険料比率} = \frac{\text{保険料収入}}{\text{総合費用}}$$

### ○みなし基礎年金給付費〔＝基礎年金相当給付費〕

「基礎年金相当給付費」の項を参照。

### ○免除保険料

厚生年金基金が代行給付を支給するために、基金に加入する事業主が厚生年金保険料のうち国へ納付することを免除される保険料のことである。免除保険料は、2.4%から5.0%の範囲で厚生労働大臣が厚生年金基金ごとに決定する免除保険料率により決定される。なお、国民年金の保険料の免除とは異なる。

〔「代行部分」、「政府負担金」の項を参照〕

### ○有限均衡方式

年金の財政が一定期間（財政均衡期間）で均衡するように、保険料（率）や給付水準等を決めて財政計画を策定する方法。平成16(2004)年の制度改正で導入された。なお、平成16(2004)年の制度改正までは、将来にわたるすべての期間で収支の均衡が図られるように財政計画を策定する方法（永久均衡方式）がとられていた。

## ○老齢・退年相当と通老・通退相当

老齢・退年相当とは、当該制度の加入期間が25年以上（経過的期間短縮を受けているものを含む。）の新法の老齢厚生年金、退職共済年金及び老齢基礎年金並びに旧法の老齢年金及び退職年金のことをいう。これらの年金の受給権者のことを指す場合もある。

通老・通退相当とは、当該制度の被保険者期間が老齢・退年相当に満たない新法の老齢厚生年金、退職共済年金及び老齢基礎年金並びに旧法の通算老齢年金及び通算退職年金のことをいう。これらの年金の受給権者のことを指す場合もある。

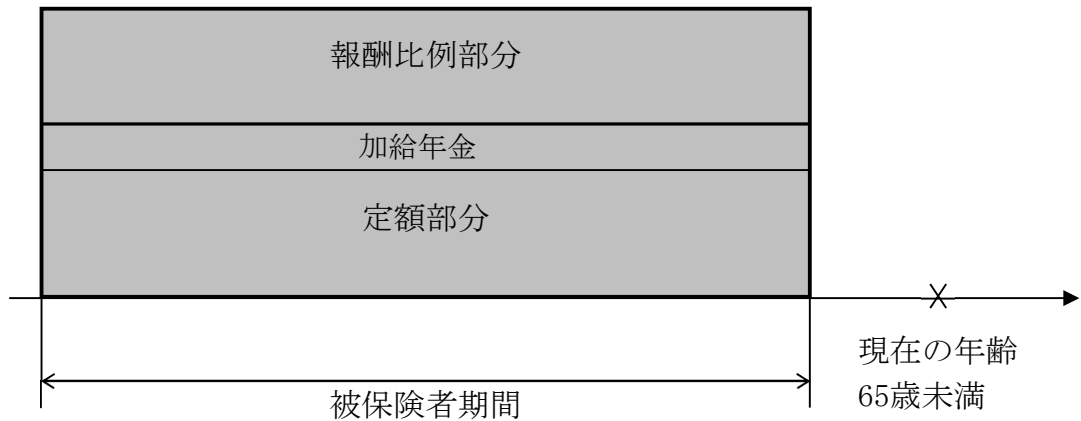
用語解説参考図表 1 被用者年金の給付構造（老齢・退職年金の場合）

1 新法年金

・原則、昭和 61(1986)年 3 月 31 日時点で 60 歳未満の者（大正 15(1926)年 4 月 2 日以降生まれ）の老齢・退職年金

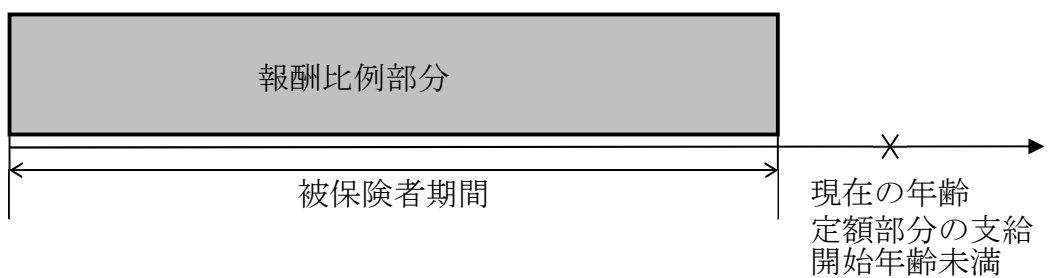
(1) 65 歳未満の者 特別支給の老齢厚生年金・退職共済年金

被用者年金の額（網掛け部分）

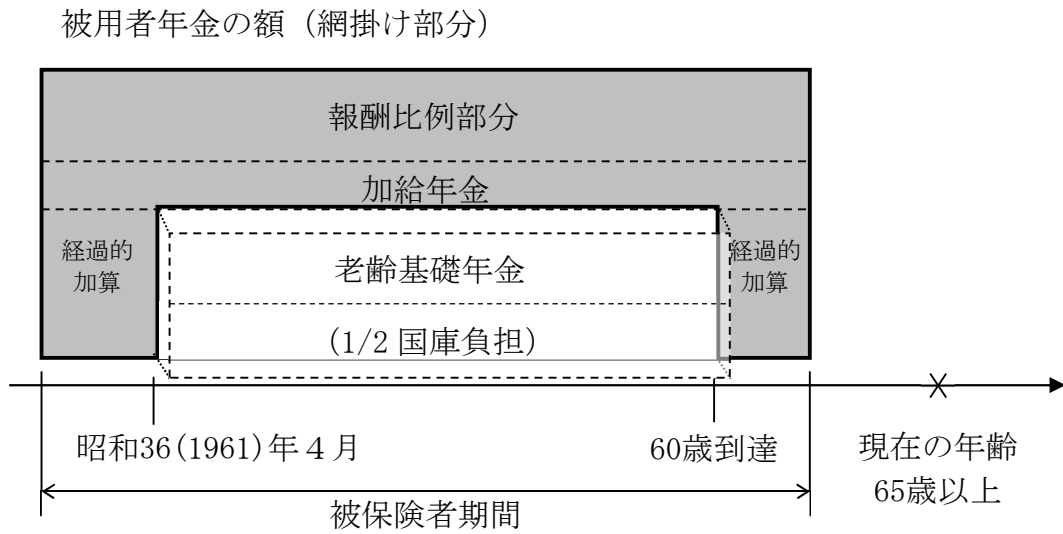


- 平成 13(2001)年度末時点（厚生年金の女性は平成 18(2006)年度末時点）で 60 歳の者から、定額部分・加給年金の支給開始年齢が生年月日に応じて引き上げられており、定額部分の支給開始年齢に到達するまでの間、定額部分・加給年金は支給されない。

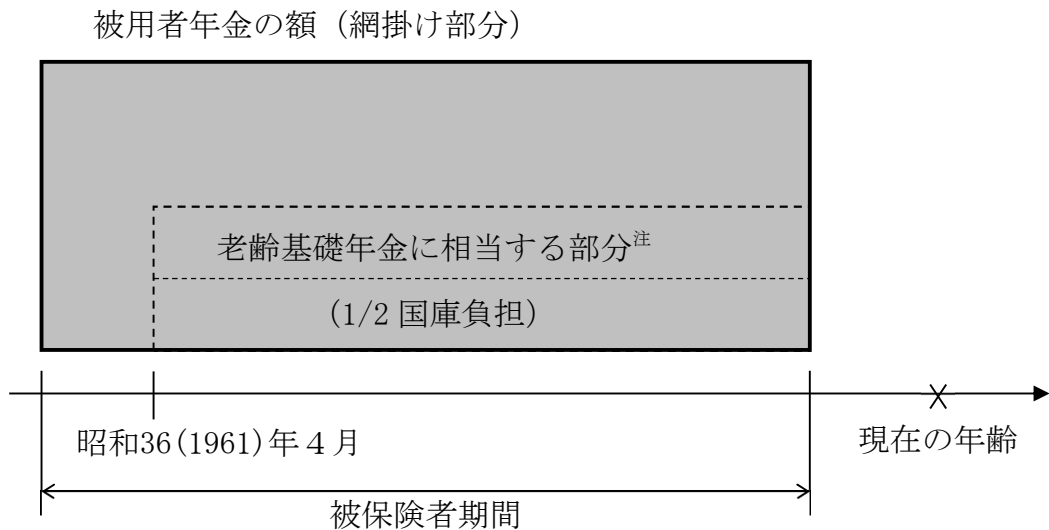
被用者年金の額（網掛け部分）



(2) 65歳以上の者 老齢厚生年金・退職共済年金と老齢基礎年金



2 旧法年金(旧厚生年金の老齢年金、旧共済年金の退職年金)



注 65歳以降支給分の場合である。

[⇒「給付費」の項を参照]

## 用語解説参考図表2 国庫が負担する費用一覧（国民年金及び旧厚生年金の場合）

### 1 いわゆる2分の1国庫負担が対象とする費用

- 基礎年金の給付に要する費用<sup>※1、※2</sup>のうち、被用者年金制度が負担する部分以外の分の1/2<sup>※3</sup> [国民年金法（以下特に断りがない限り国民年金法を指す。）第85条第1項第1号、平16附則第13条第7項及び第14条の2]
- 基礎年金の給付に要する費用<sup>※1、※2</sup>のうち、被用者年金制度が負担する部分（国民年金への基礎年金拠出金として負担）の1/2<sup>※3</sup> [厚生年金保険法第80条第1号、第94条の2第1項、平16附則第32条第5項及び第32条の2]

※1 基礎年金の給付に要する費用とみなされる給付費（基礎年金相当給付費）を含む。

・旧法国民年金の給付費のうち基礎年金に相当するものとみなされるもの（昭60附則第35条第4項）

・旧法厚生年金による給付費のうち基礎年金に相当するものとみなされるもの（昭60附則第35条第3項）

※2 ただし、次の2で●を付した費用の額は、別途国庫負担の対象となることから、ここからは除かれる。[第85条第1項第1号、昭60附則第34条第2項]

※3 平成16(2004)年の制度改正により段階的に引き上げられた。

### 2 2分の1国庫負担以外の国庫負担が対象とする費用

（基礎年金関連）

- 保険料全額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の全額 [平16附則第14条第2項]
- 保険料3/4免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の3/5<sup>※1</sup> [平16附則第14条第2項]
- 保険料半額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の1/3<sup>※1</sup> [平16附則第14条第2項]
- 保険料1/4免除期間に係る老齢基礎年金の給付費の1/7<sup>※1</sup> [平16附則第14条第2項]
- 20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費の20/100<sup>※2</sup> [第85条第1項第3号、平16年附則第13条第7項及び第14条の2]
- 旧障害福祉年金が裁定替えされた障害基礎年金及び旧母子福祉年金等が裁定替えされた遺族基礎年金の給付費の政令で定める割合（20/100<sup>※2</sup>） [昭60附則第34条第1項第2号]
- 老齢基礎年金の給付費のうち、老齢福祉年金相当額の下支えに要する部分の全額 [昭60附則第34条第1項第3号]

※1 平成21(2009)年度以降の免除期間に係る給付費についてである。基礎年金拠出金の国庫負担割合は従来3分の1であったが、その免除期間に係る給付費についてはそれぞれ1/2（保険料3/4免除期間）、1/4（保険料半額免除期間）、1/10（保険料1/4免除期間）となっている。

※2 平成17(2005)年度までは40/100、平成18(2006)年度は38/100、平成19(2007)・20(2008)年度は37/100。

（新法国民年金）

- 付加年金等の給付費の1/4 [昭60附則第34条第1項第1号]

（旧法国民年金）

- 旧法国民年金の給付費で免除期間に係る部分の全額 [昭60附則第34条第1項第4号]
- 老齢福祉年金相当額の下支えに要する部分の全額 [昭60附則第34条第1項第5号]
- 嵩上げ加算分の1/4相当分 [昭60附則第34条第1項第6号]
- 5年年金の給付費の1/8 [昭60附則第34条第1項第7号]
- 昭48附則第12条第2項で計算される老齢年金、10年年金に係る通算老齢年金の差額分の1/4 [昭60附則第34条第1項第8号]

- 付加保険料納付済期間に係る老齢年金及び通算老齢年金の給付費の1/4 [昭60附則第34条第1項第6号]
- 老齢福祉年金の給付費の全額 [昭60附則第34条第1項第9号]

(旧法厚生年金)

- 昭和36年4月1日前の期間に係る給付費のうち20/100（第3種被保険者期間については25/100） [昭60附則第79条第1号]  
（注）国共済・地共済は15.85%、私学共済・旧農林年金は19.82%
- 旧厚生年金保険の老齢年金の給付費のうち、旧国民年金の老齢年金の嵩上げに相当する部分の1/4 [昭60附則第79条第2号]

[⇒「国庫・公経済負担」の項を参照]

[⇒「特別国庫負担」の項を参照]

用語解説参考図表3 積立金の平滑化の方法

### 積立金の平滑化の方法

**【平滑化の考え方】**

- 平滑化の基準となる収益(変動の比較的小さいもの)を、基準収益として設定する。
- 毎年度、基準収益を積立金の評価に反映するとともに、基準収益と時価ベースの収益との差(平滑化対象)は、一定期間かけて解消(積立金の評価に反映)することにより、長期的には時価との乖離を一定の範囲に抑えつつ平滑化を図る。

**【平滑化の期間】**

- 平滑化の期間は、財政検証の間隔である5年とする。

**【基準収益と平滑化の対象】**

- 企業年金で用いられている積立金の平滑化を参考に、「収益差平滑化方式」により平滑化を行う。

※ 収益差平滑化方式

… 過去5年度の平均収益(時価ベース)を基準収益とし、「時価ベースの収益」と「過去の平均収益(時価ベース)」との差額を平滑化の対象とする。

**【時価ベース収益との差額の解消】**

- 平滑化の対象を5年度分平均し、毎年度5分の1ずつ時価との差を解消していく。

《当年度(n年度)に解消する時価ベースとの収益の差(平滑化の対象)》

当年度の平滑化対象 (n年度)	前年度分 (n-1年度)	2年度前分 (n-2年度)	3年度前分 (n-3年度)	4年度前分 (n-4年度)
1/5	1/5	1/5	1/5	1/5

《当年度(n年度)に解消されていない平滑化対象(累積)》

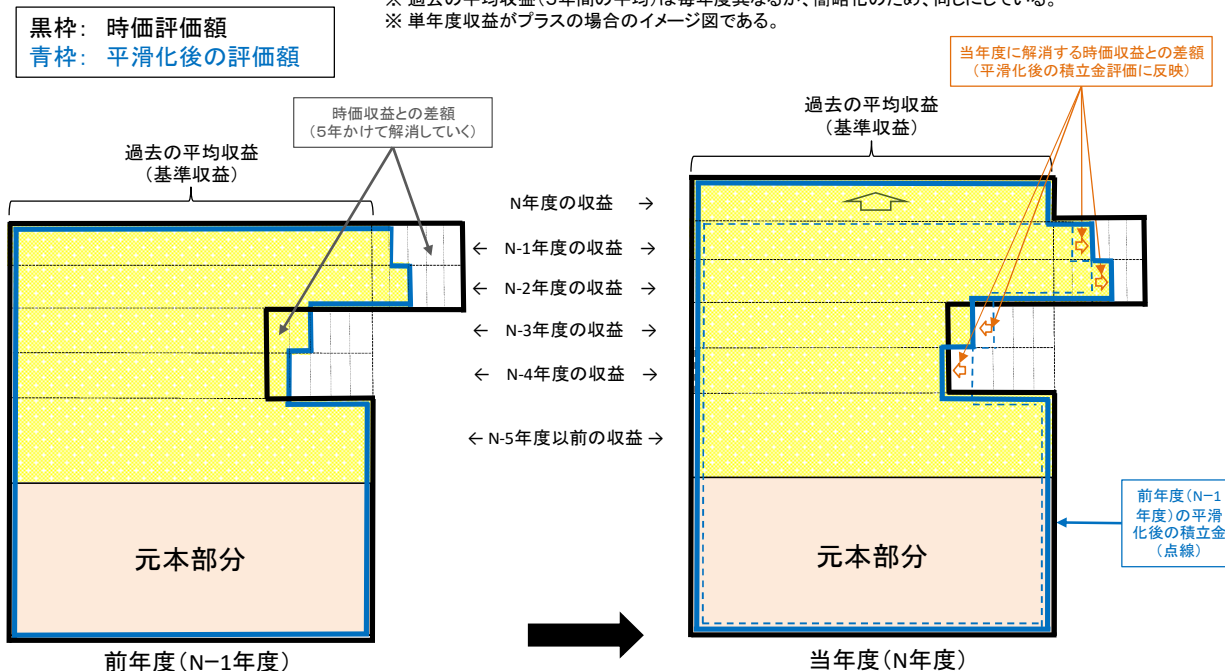
当年度の平滑化対象 (n年度)	前年度分 (n-1年度)	2年度前分 (n-2年度)	3年度前分 (n-3年度)	4年度以前分 (n-4年度以前分)
4/5	3/5	2/5	1/5	0/5

### 収益差平滑化方式のイメージ図

- 収益差平滑化方式の場合、過去の平均収益(時価ベース)を基準として、収益を積立金評価に反映していくことにより平滑化を図る。
- 「時価ベースの収益」と「過去の平均収益」との差額は5年かけて解消する。これにより、平滑化後の評価額が長期的には時価評価額に連動する。

＜平滑化後の積立金のイメージ図＞

- ※ 毎年度の収支は省略
- ※ 過去の平均収益(5年間の平均)は毎年度異なるが、簡略化のため、同じにしている。
- ※ 単年度収益がプラスの場合のイメージ図である。



## (参考)企業年金で用いられている積立金の平滑化の方法

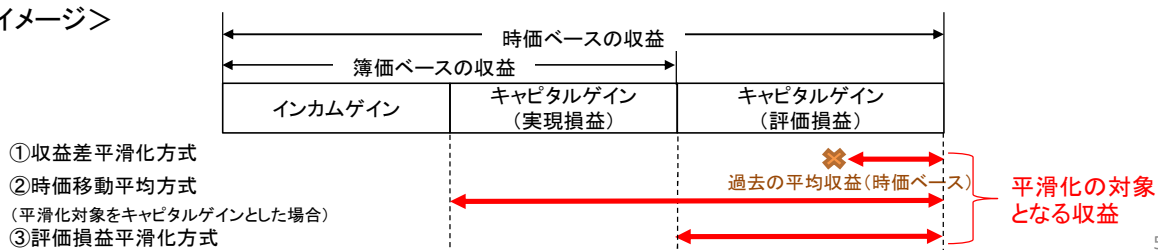
- 確定給付型の企業年金における積立金の額の評価には、時価方式のほか、①収益差平滑化方式、②時価移動平均方式、③評価損益平滑化方式といった数理的評価の方式がある。

数理的評価の方式	平滑化の対象	特徴
①収益差平滑化方式	・ 時価ベースの収益と平滑化期間の平均収益(時価ベース)との差額	・ 過去の平均収益(時価ベース)に基づくため、長期的にみると時価に連動する。 ・ 過去の平均収益を基準にするため、過去の平均収益の変動に影響を受ける。
②時価移動平均方式	・ キャピタルゲイン全体(もしくは、時価ベースの収益全体)	・ インカムゲインを基準としているため、他の評価方式と比較すると変動が小さい。 ・ キャピタルゲインの反映が遅れるため、長期的には評価額が時価より低くなる傾向。
③評価損益平滑化方式	・ 時価ベースの収益と簿価ベースの収益の差額(=キャピタルゲインのうち評価損益分)	・ 簿価ベースの収益を基準としているため、簿価と比較的に近い水準になる。 ・ 評価損益の実現度合いによって評価額の変動が起こる。

※ 数理的評価に使用する平滑化の期間は、5年以内とされている。

※ 数理的評価と時価の許容乖離幅は、時価の15%が上限とされている。

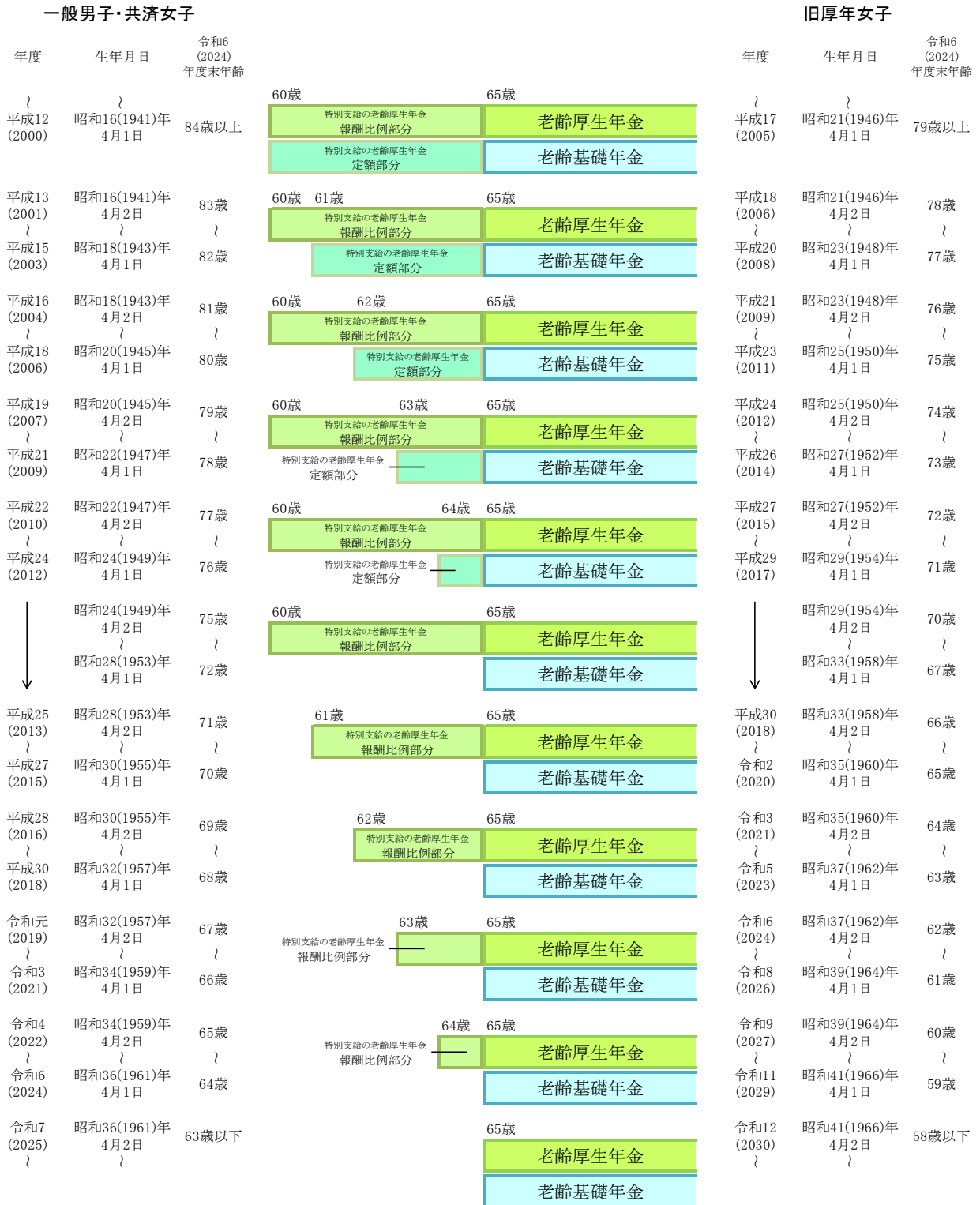
### <イメージ>



[⇒「積立金の平滑化」の項を参照]

用語解説参考図表 4 特別支給の老齢・退職年金の支給開始年齢

1 特別支給の老齢・退職年金の支給開始年齢の引上げ



## 2 定額部分の支給開始年齢の引上げ年度

定額部分の 支給開始年齢	一般男子 共済女子	旧厚年女子
6 1 歳	平成13(2001)年度	平成18(2006)年度
6 2 歳	平成16(2004)年度	平成21(2009)年度
6 3 歳	平成19(2007)年度	平成24(2012)年度
6 4 歳	平成22(2010)年度	平成27(2015)年度
6 5 歳	平成25(2013)年度	平成30(2018)年度

注 各支給開始年齢に引き上げられる年度である。

## 3 報酬比例部分の支給開始年齢の引上げ年度

報酬比例部分の 支給開始年齢	一般男子 共済女子	旧厚年女子
6 1 歳	平成25(2013)年度	平成30(2018)年度
6 2 歳	平成28(2016)年度	令和 3 (2021)年度
6 3 歳	令和元(2019)年度	令和 6 (2024)年度
6 4 歳	令和 4 (2022)年度	令和 9 (2027)年度
6 5 歳	令和 7 (2025)年度	令和12(2030)年度

注 各支給開始年齢に引き上げられる年度である。

[⇒「特別支給の老齢・退職年金」の項を参照]